

平成30年度 関税関係法令改正案説明会



平成30年3月
名古屋税関

目次

1. 暫定税率の適用期限の延長等 1
2. 個別品目の基本税率等の見直し 3
3. 特恵関税制度に関する見直しに伴う基本税率の無税化 . 4
4. 特恵適用貨物に対する事後確認手続等の規定の整備 . . 9
5. 成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し . . 11
6. 薬剤耐性対策に伴う子畜用配合飼料規格の変更 12

1. 暫定税率の適用期限の延長等①

関税の暫定的特例について

- 国内産業保護等の観点から関税率(基本税率)が設定される中、消費者利益の確保、国際約束の履行等の観点との調整を図るべく、暫定的特例として、暫定税率及びそれに伴う諸制度が設けられている。
- こうした暫定的特例については、その時々内外情勢に応ずるべく、毎年度見直しを行った上で、適用期限を延長している。

暫定税率

- 時限的に基本税率より低い関税率(暫定税率)が定められているとうもろこし、麦芽等392品目(注)について、暫定税率の適用期限(平成29年度末まで)を平成30年度末まで1年延長。

(注) 銅、鉛及び亜鉛の地金の26品目については、暫定税率を廃止し、基本税率により現在の税率水準を維持する。

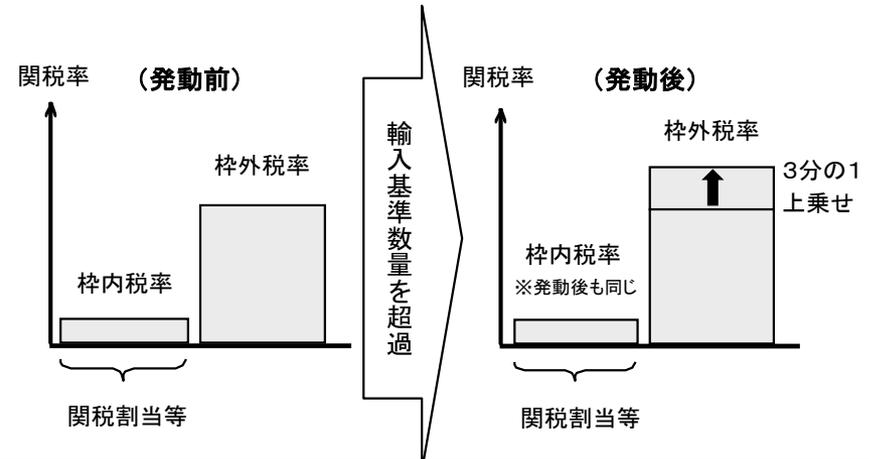
1. 暫定税率の適用期限の延長等②

特別緊急関税制度

- ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された米、小麦、乳製品等に係る特別緊急関税制度(注)について、暫定税率の延長に伴い、その適用期限(平成29年度末まで)を平成30年度末まで1年延長。

(注)輸入数量が一定の数量を超えた場合に関税率を引き上げる制度。

< 輸入数量が一定の数量を超えた場合 >



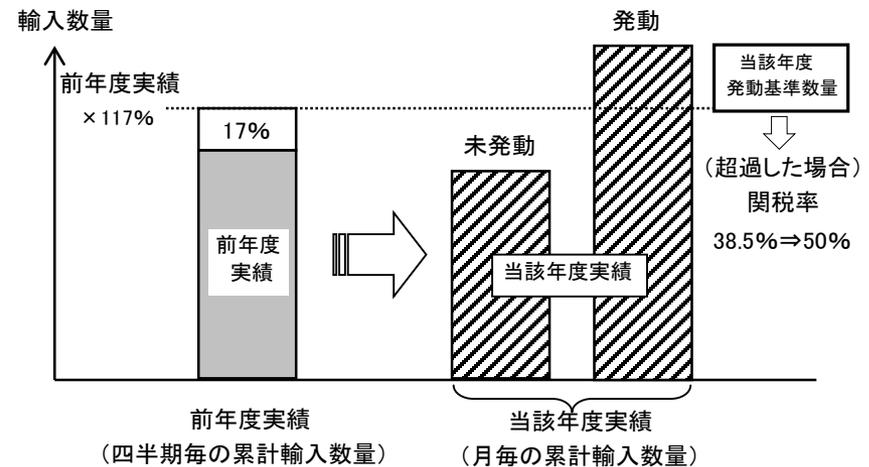
牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置

- ウルグアイ・ラウンド合意の際、関係国との協議に基づき設けられた、牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置(注)について、暫定税率の延長に伴い、その適用期限(平成29年度末まで)を平成30年度末まで1年延長。

(注)牛肉の発動基準数量については、平成18年度から29年度までの間は、前年度の輸入実績が米国におけるBSE発生前の水準(平成14年度と15年度の輸入実績の平均値)を下回る場合には、平成14・15年度実績の平均値により設定。

(参考)牛肉に係る関税の緊急措置については、その効果等を検証するとともに、円滑かつ安定的な輸入の実現を図る観点も踏まえ、制度の在り方について引き続き検討。

< 緊急措置の発動(牛肉) >



2. 個別品目の基本税率等の見直し

基本税率について

- 関税定率法上の基本税率は、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準等を勘案して設定されているが、物資所管省庁の要望を踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。

ラミー糸

- ラミー糸（植物の苧麻を紡績して製糸）は麻製品の原料として、輸入の全てを中国に依存（特惠税率6.32%）。
- 国内の麻製品製造業は、最近の輸入ラミー糸の価格高騰を受け、中国製麻製品との競争が激化。
- 国内でもラミー糸は生産（紡績）されるが、国産ラミー糸は高品質で特定用途向け（輸入品と競合せず）。

国際競争力維持の観点から、ラミー糸の関税率を無税とする（基本税率9.6%→無税）。

剣道用の小手

- スポーツ用品（剣道防具一式等）を輸入する場合は関税無税となる一方、小手のみ輸入する場合は有税（協定税率6.5%）。
- 平成24年度から中学武道が必修化している中、国産胴台等と輸入小手を組み合わせた防具一式に割高感。
- 国産小手は高級品であり輸入品と競合せず（競技者用）。

消費者利益等の観点から、剣道用小手の関税率を無税とする（基本税率7.8%→無税）。

化粧品

- 化粧品の品目区分のうち、「その他のもの」の細分として、「油、脂又はろうをもととした調製品」（協定税率4.8%）と「その他のもの」（協定税率4.0%）とで異なる関税率を適用。
- 輸入申告手続において分類等のための資料が必要となり、輸入者等にとって貿易手続上の事務負担が発生。

化粧品の税細分を統合した上で、複数の税率を一本に統一する（基本税率4.0%）。

繊維製品

- 関税率表第61類から第63類までの繊維製品は、「ししゅうしたのもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」と「その他のもの」の税細分が存在
- 輸入申告手続において分類等のための資料が必要となり、輸入者等に貿易手続上の事務負担が発生。

一部品目を除き国内細分を統合する

3. 特恵関税制度の見直しに伴う基本税率の無税化

見直しの背景（平成29年度関税改正）

- 特恵関税制度は、開発援助のため、開発途上国からの輸入品に対する関税を減免するもの。
（参考）対象品目：農水産品413品目（有税1,932品目中）、鉱工業品3,216品目（有税4,370品目中）
- 適用実績が高中所得国の一部に偏在するため、適用除外要件を見直し。
（参考）平成28年度の特恵適用品目の輸入額
高中所得国：約8,996億円（うち中国が約9割）、低中所得国及び低所得国：約306億円
- 平成30年度以降、適用除外対象品目が増加。
（参考）平成29年度関税改正に伴い平成30年度に特恵関税適用除外となる品目：
農水産品9品目（特恵対象413品目中）、鉱工業品861品目（特恵対象3,216品目中）

見直しの方向性

- 平成29年度関税改正に伴い特恵適用除外となる品目等のうち、物資所管省庁の要望を踏まえつつ、我が国産業の国際競争力維持等の観点から、6品目の関税率（基本税率）を無税化。
（対象品目）ジスプロシウム鉄合金、水酸化アルミニウム、PTBP、オキシ塩化ジルコニウム、
ADAH/TEAH、亜麻糸

＜参考1＞特恵関税の適用除外措置（新要件）

	対象	基準 朱書部分は平成29年度改正において見直した内容	期間	平成29年度関税改正により生ずる影響
全面卒業	国	3年連続して 「高所得国」に該当した国（注1） 又は「高中所得国」（注2）に該当かつ世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国	無期	＜平成31年度＞ 以下の5か国が適用除外見込み 中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジル
	品目	全ての品目		
部分卒業	国	又は「高中所得国」に該当かつ世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国	1年	＜平成30年度＞ 以下の品目が適用除外予定 農水産品 中国産7品目 ブラジル産2品目 鉱工業品 中国産861品目
	品目	前々年の <ul style="list-style-type: none"> 輸入額が10億円超 かつ 世界の総輸入額に占める当該国の割合が25%超である品目 		
国別・品目別適用除外	国	全ての国	3年	/
	品目	過去3年間の <ul style="list-style-type: none"> 総計輸入額が45億円超 かつ 世界の総計輸入額に占める当該国の割合が50%超である品目 		

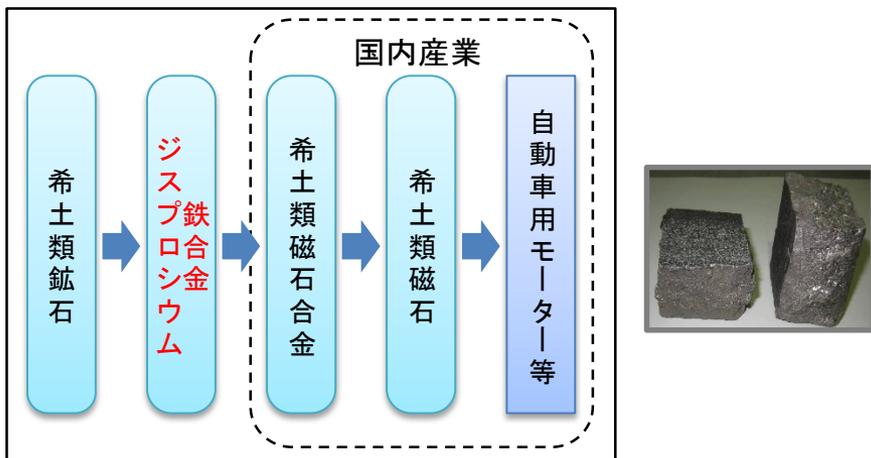
（注1） 1人当たりの国民総所得（GNI）が\$12,476以上の国（2015年）

（注2） 1人当たりの国民総所得（GNI）が\$4,036以上～\$12,475以下の国（2015年）

<参考2> 特恵適用除外措置に伴う基本税率の無税化①

ジスプロシウム鉄合金

1. 製造、加工工程



2. 輸入及び国内生産の状況

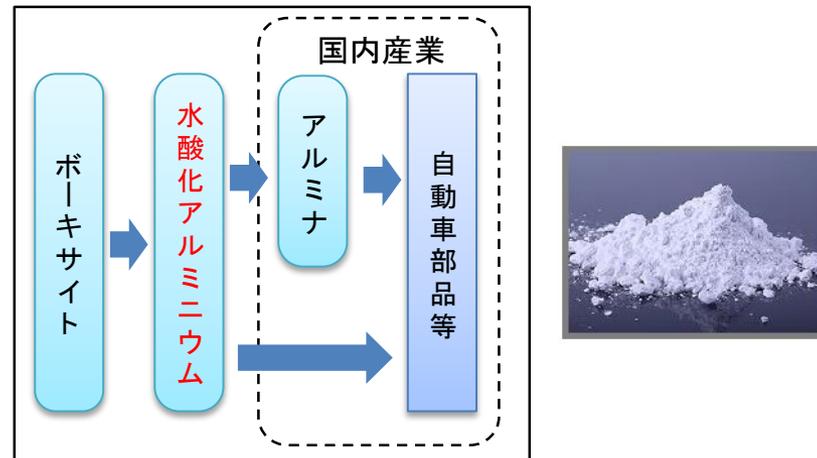
- 輸入額の9割以上を中国に依存
- 国内生産者は存在せず(リサイクル生産を除く)

- 平成30年4月より中国産品は特恵除外(無税→協定2.6%)

- 国際競争力維持のため、ジスプロシウム鉄合金の基本税率を無税化(3.8%→無税)

水酸化アルミニウム

1. 製造、加工工程



2. 輸入及び国内生産の状況

- 輸入額の5割弱を中国及びブラジルに依存
- 国内生産者は存在せず

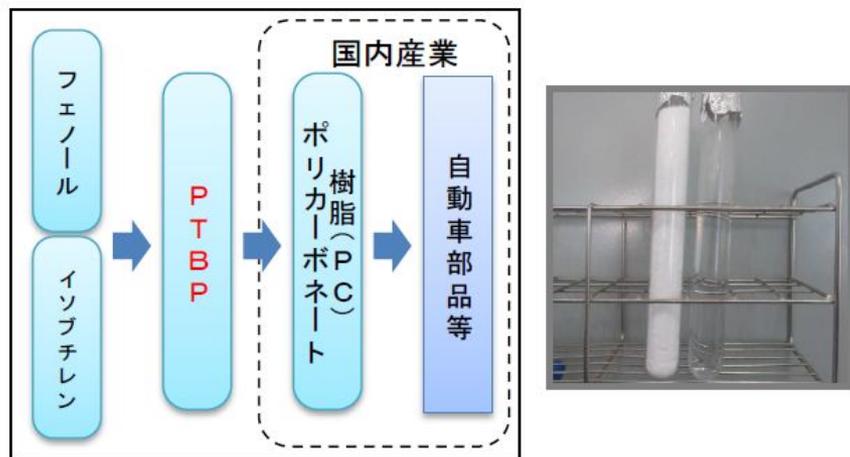
- 平成30年4月より中国産品、平成31年4月よりブラジル産品が特恵除外(無税→協定3.3%)

- 国際競争力維持のため、水酸化アルミニウムの基本税率を無税化(3.9%→無税)

<参考2> 特恵適用除外措置に伴う基本税率の無税化②

PTBP (パラ・ターシャリ・ブチルフェノール)

1. 製造、加工工程



2. 輸入及び国内生産の状況

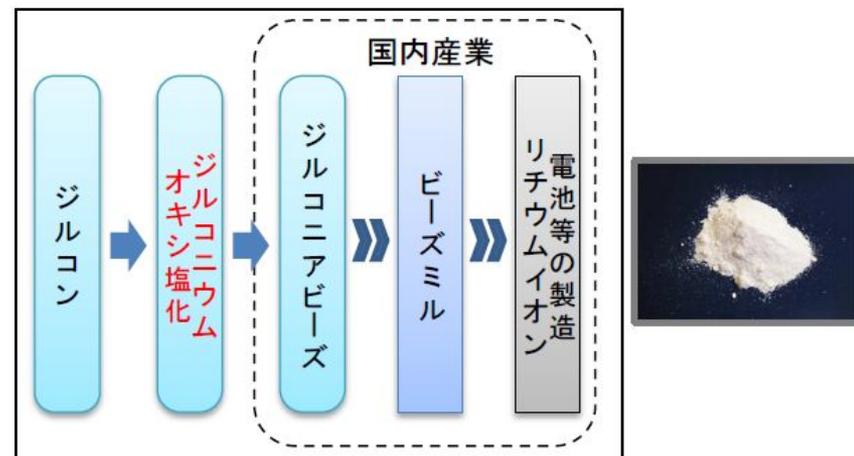
- 輸入額の約3割を中国に依存
- 国内生産者は存在せず

- 平成30年4月より中国産品は特恵除外(無税→協定3.1%)
- 中国産PCの品質向上による競争激化の見込み

- 国際競争力維持のため、PTBPの基本税率を無税化(4.6%→無税)

オキシ塩化ジルコニウム

1. 製造、加工工程



2. 輸入及び国内生産の状況

- 輸入の全てを中国に依存
- 国内生産者は存在せず

- 平成26年4月より中国産品は特恵除外(無税→協定3.3%)
- 中国産ジルコニアビーズとの価格競争激化

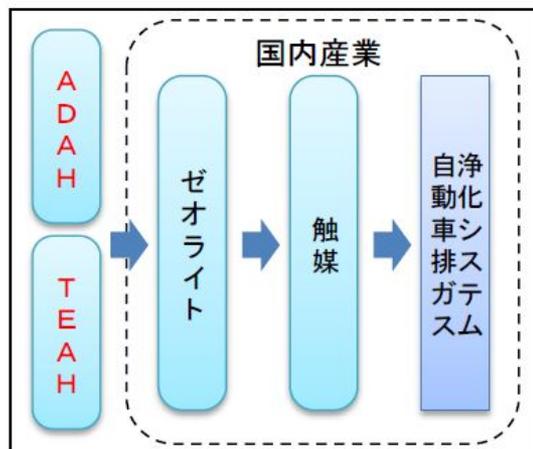
- 国際競争力維持のため、オキシ塩化ジルコニウムの基本税率を無税化(3.9%→無税)

<参考2> 特恵適用除外措置に伴う基本税率の無税化③

ADAH/TEAH

(水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム
/水酸化テトラエチルアンモニウム)

1. 製造、加工工程



2. 輸入及び国内生産の状況

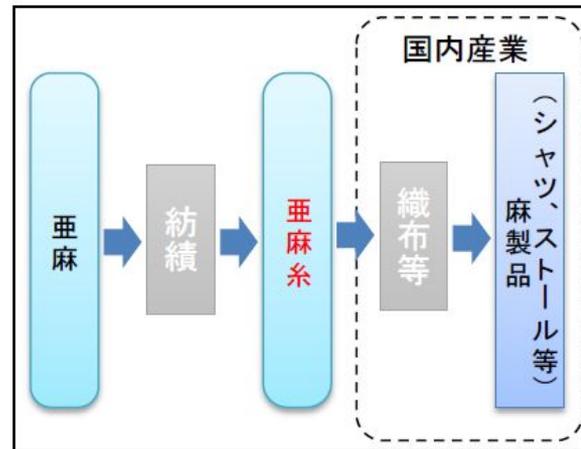
- 本年より輸入の全てを中国に依存
- 国内生産者は存在せず

- 平成29年4月より中国産品は特恵除外(無税→協定3.9%)

- 国際競争力維持のため、ADAH/TEAHの基本税率を無税化(4.6%→無税)

亜麻糸

1. 製造、加工工程



2. 輸入及び国内生産の状況

- 輸入額の9割以上を中国に依存
- 国内産品は生産方式が異なる高級品で輸入品と競合せず

- 平成29年4月より中国産品は特恵除外(無税→協定7.9%)

- 国際競争力維持のため、亜麻糸(単糸)の基本税率を無税化(9.6%→無税)

4. 特恵適用貨物に対する事後確認手続等の規定の整備

見直しの必要性

- 従来から迂回輸入により特恵税率を不正に適用している事案が存在。
- 今後、特恵適用除外国が増加することに伴い、特恵適用国を介した迂回輸入が増加するおそれがあり、税関による原産性の確認を一層确实に行う必要。

< 迂回輸入のイメージ >

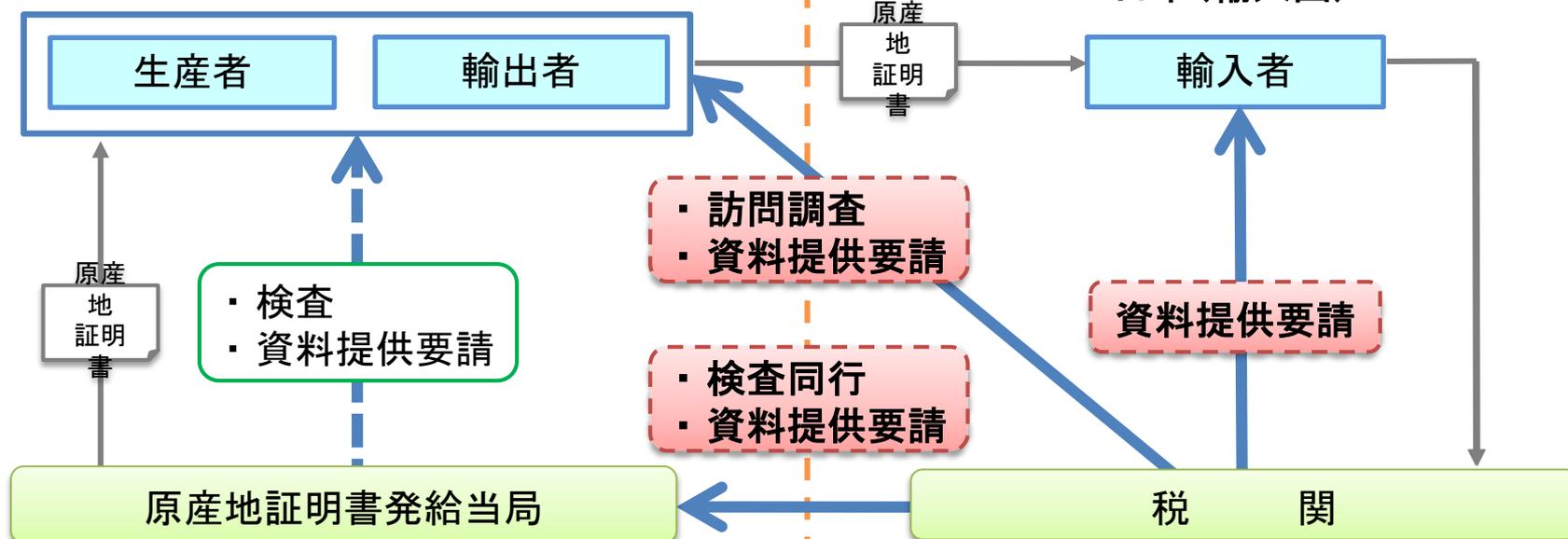


見直しの方向性

- 輸入通関後、特恵適用国からの貨物に対して行う事後確認手続の規定を整備し、特恵否認要件（特恵適用国の原産品でない場合、協力要請が拒否された場合等）も明確化。

《特恵適用国(輸出国)》

《日本(輸入国)》



<参考> 特恵関税の適用が否認された具体的事例

- 本来は特恵適用国の原産品でないにもかかわらず、偽って我が国に輸入する迂回事例が発生。

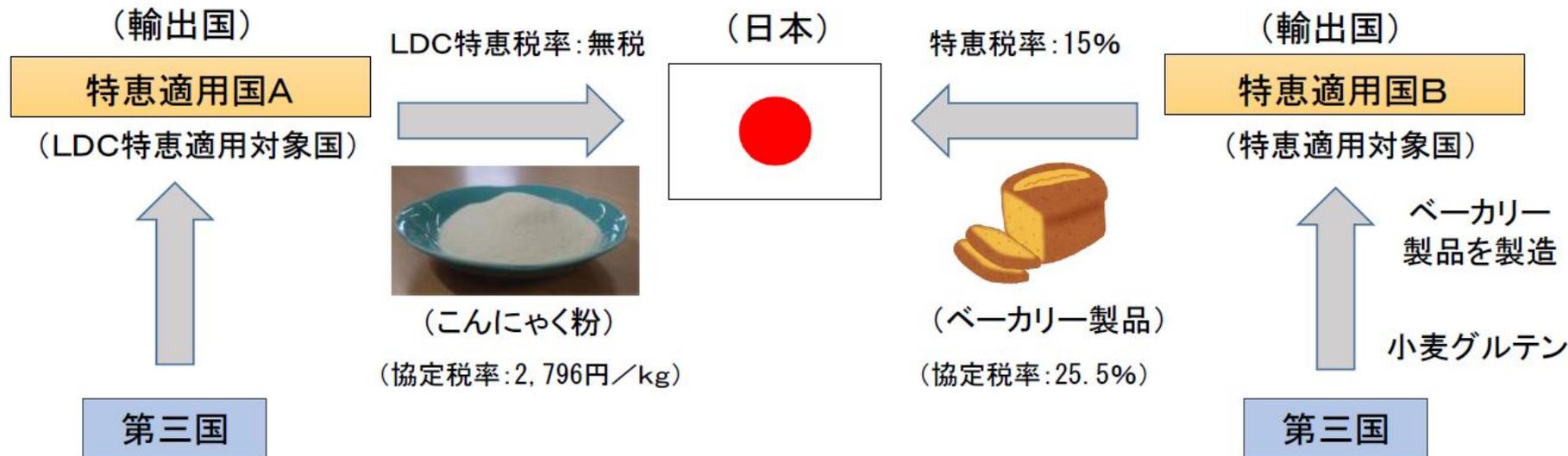
事例1

- 第三国で製造されたこんにゃく粉を特恵適用国Aへ運送し、A国原産である旨の虚偽の申請に基づき取得した原産地証明書を使用し、LDC特恵税率(無税)を適用して輸入。

(注)LDC(後発開発途上国)に対しては、他の開発途上国よりも幅広い品目を特恵税率の対象としており、対象品目は全て無税。

事例2

- 特恵適用国Bで製造したベーカリー製品について、原産地規則上認められない第三国の小麦グルテンを使用していたにもかかわらず、十分な審査を経ないで発給された原産地証明書を使用し、特恵税率(15%)を適用して輸入。



5. 成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し

見直しの必要性

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」が決定。

(参考1) 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)(抄)

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

- 通関業法においては、通関業及び通関士に係る欠格事由として、「成年被後見人又は被保佐人」という名称に着目した形式的基準を規定。

(参考2) 弁護士法、税理士法、医師法、保険業法等においても、成年被後見人等が欠格事由として規定。

見直しの方向性

- 通関業法上の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「通関業及び通関士の業務を適正に遂行する能力を有しない者」である旨の実質的な規定に改める。

※ 通関業法の改正案は他法の改正案と併せ、内閣府から一括して平成30年通常国会に提出される見込み。

6. 薬剤耐性対策に伴う子畜用配合飼料規格の変更

現 行

- 子畜（哺乳期の牛・豚）用配合飼料の原料となる乳製品（脱脂粉乳、ホエイ）は、食品への流用防止措置を講じることで無税での輸入が認められている。
- 当該流用防止措置のひとつとして、子畜用配合飼料に抗菌性飼料添加物を添加する規格が定められている。

(例) 21.3% + 92円/kg等



(注) 無糖、脂肪分
1.5%以下のもの

輸入

無税

流 ~~X~~ 用

子畜用配合飼料規格
(関税定率法施行規則別表)

抗菌性飼料添加物を添加(食用不適化)

食 品

(注) 学校等給食用のものを除く

子畜用配合飼料

背 景

- 薬剤耐性対策を推進する観点から、農林水産省は人の健康への影響があると評価された抗菌性飼料添加物の使用を禁止する方針を決定。

見直しの内容

- 薬剤耐性対策を推進する観点から、抗菌性飼料添加物に代え、食用不適化のため、食品添加物として認められていない他の飼料添加物(ヨウ素酸カルシウム等)を添加するよう、子畜用配合飼料規格を変更。